事業主の皆様へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年５月

**新型コロナウイルス感染者（陽性者）や濃厚接触者が出た場合の会社対応について**

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　社会保険労務士法人MOYORINO

　新型コロナウイルスの感染拡大はとどまることを知らず、身近でも感染者（陽性者）等の情報が確認されるようになりました。不安は尽きないですが、社内の対策も検討しておくべきかと思われます。感染者（陽性者）や濃厚接触者が出た場合、徹底した消毒作業を行うだけでなく、マスクや手洗いなどの再徹底を行い、社内の方針に従って皆が行動できるようにしておきましょう。

社内外への通知は、感染者（陽性者）や濃厚接触者のプライバシーに気を配るなど、ハラスメントが起きないような職場環境づくりが必要です。

新型コロナウイルス感染症においては、感染者（陽性者）・濃厚接触者が出ても、正しい感染対策を行うことで営業自粛までする必要はないとされています。また、「発症から14日経過」すれば就業可能です。濃厚接触者についても、必ずしも自宅待機しなくても良いことになっています。しかし、検査で陰性であった濃厚接触者についても保健所からは自宅待機要請が行われています。会社も他の社員への影響も考慮し14日間の出社停止期間（在宅勤務または休業）とする対応が多くみられるようです。新型コロナウイルスの潜伏期間は1～14日間ほどとされており、PCR検査を受けて陰性の結果が出てもその後発症する可能性があります。感染して無症状の場合であっても、濃厚接触者には感染者（陽性者）と接触してから14日間の健康観察期間が必要です。

濃厚接触者とみなされるのは、感染者（陽性者）の発症2日前から接触した場合です。

「濃厚接触者」の具体的な定義

* 感染者（陽性者）と同居あるいは⻑時間の接触があった人
* 感染者（陽性者）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性がある人
* ⼿で触れることのできる距離（⽬安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、感染者（陽性者）と15分以上の接触があった人
* 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」で濃厚接触者の可能性があると通知を受けた人

休業中の賃金について

**感染者（陽性者）、陽性者、症状の出ている人**・・・療養期間中、賃金の支払い義務は生じません。このような場合、健康保険加入者であれば傷病手当金による補償をうけることができます。

**濃厚接触者・接触者**・・・会社の判断で休業させる場合は休業手当を支払う必要があります。

　検査を受けて陰性であった人でも、これらの方々には保健所からの指導で自宅待機要請が出されます。その旨を本人が会社に伝え、会社が休むことを了承した場合は、「会社が休業を命じた」と解釈されます。このため、会社は原則として休業手当の支払いが必要になります。

感染者（陽性者）以外の休業時の賃金については、法律や制度により①～③のいずれかで補償されます。

基本的には①で対応することが望ましいとされています。

**①休業手当・・・一日あたり平均賃金の６０%以上**

**②本人希望の年次有給休暇・・・通常の賃金１００％**

**③会社が休業を了承したが、休業手当を支払わない（支払えない）場合**

**・・・「休業支援金」の申請により一日あたり平均賃金の８０％**

＊平均賃金の算出方法については法律で定められています。

＊休業支援金コールセンター　０１２０－２２１－２７６

　平日　　　　　８：３０～２０：００

　土・日・祝日　　８：３０～１７：１５

休業支援金の申請書は厚生労働省のホームページでダウンロードできます。

　＊特別休暇制度を設けて労働者を休業させると助成金が該当するケースもあります。

　ご不明な点は０８５７－２５－０３３０　MOYORINOまでご連絡ください。